

4 簡易公募型指名競争入札 Q&A

Q 1 簡易公募型指名競争入札は、誰でも応募できるのか。

A 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の建築関係建設コンサルタント又は土木関係建設コンサルタントに登載された者で、公表に記載された応募資格要件を満たす者でなければなりません。

Q 2 簡易公募型指名競争入札は、応募すれば誰でも参加できるのか。

A 公表に記載された応募資格要件を満たす者の中から、発注者が定める技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき選定したうえで指名します。応募したからといって必ず入札に参加できるものではありません。

Q 3 応募資格要件、技術審査基準は、誰が定めるのか。

A 千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見を聞いて契約担当者が決定します。

Q 4 公表文は、どこへ行けば見られるのか。

A 発注機関の掲示板に掲示します。

また、ちば電子調達システム（入札情報サービスにも掲載します。）

(URL)

https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0P10L_INIT_Action.do

Q 5 応募調書等の様式は、どこで入手できるのか。

A 千葉県庁ホームページよりダウンロードして使用してください。

(URL)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/kanikoubo.html>

Q 6 応募調書の作成基準日は、いつか。

A 応募者が応募調書資料を作成する基準日は、公募を行う委託業務を公表した日です。

Q 7 応募者の審査基準日は、いつか。

A 発注者が応募者を選定する審査基準日は応募期限日です。ただし、技術審査基準については公表日となります。

なお、応募資格要件を満たした者が1者の場合は、特別な事情がない限り入札を取り止めます。

Q 8 応募調書のあて先は誰か。

A 応募調書のあて名は、公表した者（＝契約担当者）と同じです。

Q 9 応募の結果は、通知されるのか。

- A 応募の結果は、電子入札システムにより指名通知又は非指名通知を発行します。
したがって、指名通知がなければ入札に参加できません。

Q10 設計図書等は、どこで見られるのか。

- A 委託業務を所管する事務所等で閲覧又は入札情報サービスでダウンロードできます。
なお、配付もしておりますので公表を御覧ください。

Q11 開札結果は、どこで確認すればよいか。

- A 開札結果は、入札を行った各所属の窓口及び「入札情報サービス」で閲覧できます。

Q12 電子入札システムの使用方法はどこで分かるのか。

- A 操作方法の説明は、ちば電子調達システムの「マニュアル」欄にありますのでご利用ください。

システム操作マニュアル <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>

Q13 電子入札約款はどこで見られるのか。

- A 千葉県庁ホームページの「建設工事等における電子入札のしおり」に掲載されていますのでご覧ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-suuchi/shiori/denshinyuusatsu.html>

Q14 応募調書等の提出はどのように行うのか。

- A 応募調書等については、平成30年6月1日以降に入札公告を行う案件から、原則、電子入札システムの

添付機能により提出します。この場合、発注機関の窓口への直接持参は不要です。

ただし、電子ファイルの容量超過等で電子入札システムによりがたい場合は、郵送又は託送により提出することができます。(具体的な提出先等は、案件ごとに異なるので必ず公告を確認してください。)